（安全衛生に関する教育及び訓練）

第十一条　（略）

2　液体化学薬品タンカー（施行規則第七十七条の三第一項に規定する液体学薬品タンカーをいう。以下同じ。）又は液化ガスタンカー（施行規則第七十七条の三に規定する液化ガスタンカーをいう。以下同じ。）の船舶所有者は、当該船舶の船員に、貨物の取扱方法、保護具の使用方法並びに貨物の漏えい、流出及び火災その他の非常の際における措置に関する訓練を実施しなければならない。

（安全担当者講習の登録）

第七十七条　第三条第二項第一号の登録は、登録タンカー安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

2　第三条第二項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　登録を受けようとする者が登録タンカー安全担当者講習の実施に関する事務（以下「登録タンカー安全担当者講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が登録タンカー安全担当者講習事務を開始する日

3　（略）

（登録の要件等）

第七十八条　国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二　（略）

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一・二　（略）

三　法人であつて、登録タンカー安全担当者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第三条第二項第一号の登録は、登録タンカー安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録タンカー安全担当者講習を行う者（以下「登録タンカー安全担当者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録タンカー安全担当者講習実施機関が登録タンカー安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録タンカー安全担当者講習実施機関が登録タンカー安全担当者講習事務を開始する日

（講習の実施に係る義務）

第八十条　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第七十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録タンカー安全担当者講習事務を行わなければならない。

一～三　（略）

（登録事項の変更の届出）

第八十一条　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、第七十八条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（安全衛生に関する教育及び訓練）

第十一条　（略）

2　液体化学薬品タンカー（船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号。以下「施行規則」という。）第七十七条の三に規定する液体化学薬品タンカーをいう。）又は液化ガスタンカー（施行規則第七十七条の三に規定する液化ガスタンカーをいう。以下同じ。）の船舶所有者は、当該船舶の船員に、貨物の取扱方法、保護具の使用方法並びに貨物の漏えい、流出及び火災その他の非常の際における措置に関する訓練を実施しなければならない。

（安全担当者講習の登録）

第七十七条　第三条第二項第一号の登録は、登録安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

2　第三条第二項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　登録を受けようとする者が登録安全担当者講習の実施に関する事務（以下「登録安全担当者講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が登録安全担当者講習事務を開始する日

3　（略）

（登録の要件等）

第七十八条　国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二　（略）

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一・二　（略）

三　法人であつて、登録安全担当者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第三条第二項第一号の登録は、登録安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録安全担当者講習を行う者（以下「登録安全担当者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を開始する日

（講習の実施に係る義務）

第八十条　登録安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第七十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録安全担当者講習事務を行わなければならない。

一～三　（略）

（登録事項の変更の届出）

第八十一条　登録安全担当者講習実施機関は、第七十八条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）